会 告

一般社団法人 日本義肢装具士協会 選挙管理委員会

新たな制度として平成 28 年度の定期総会(7 月 16 日)にて代議員制度が導入されました。この代議員を選ぶ「代議員選挙」を、定款第 15 条および代議員選挙規程に則り、実施致します。また同時に、任期満了に伴い、次期の理事と監事を選ぶ「第 4 期 役員候補者選挙」を、定款第 30 条、定款細則および役員選任規程に則り、実施致します。

各選挙につきまして、次頁以降にお知らせします。

代議員選挙

代議員選挙は、代議員を選ぶ選挙です。

代議員とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員であり、平成28年度定期総会にて本会に導入されました。代議員は、これまでの正会員に代わり、総会にて議決権を行使できる唯一の会員で、議決権を行使することで、本会の方針決定プロセスに責任を持ちます。

代議員の任期: 平成29年度定期総会 ~ 平成33年度定期総会(4年間)

1) 基本事項

(1) 選挙区と定数:

選挙区		定数		定数	
1区	北海道支部	7	4 区	中部日本支部	18
2 区	東北支部	8	5 区	西日本支部	35
3 区	東日本支部	31	6 区	南日本支部	15

- ※ 定数は、平成 28 年 4 月 30 日時点の各選挙区の正会員数を 20 で除 して、小数点以下を切り上げた値です。
- ※ 自分の属する選挙区の立候補者を選ぶ選挙になります。
- (2) 選挙権および被選挙権の有権者: 会費を完納している国内在住の正会員
- (3) 立候補届け出
 - ① 書 式: 次頁の「代議員選挙立候補届出」を使用してください。 他薦はありません。
 - ② 提出方法: 下記の宛先に、郵送または FAX にて提出してください。 (一社) 日本義肢装具士協会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 32-7 義肢会館 202

FAX 03-5842-5458

- ③ 提出期日: 平成 28 年 10 月 15 日 (必着)
- ④「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。
- 2) 立候補者名簿の作成手順
 - (1) 経歴書

立候補者に経歴書の提出を要請します。経歴書は立候補者情報として有権者に開示します。

(2) 立候補者名簿

経歴書に基づいて立候補者名簿を作成します。

3) 投票

選挙区ごとに選挙を実施します。

立候補者の応募数が、定数以内となった選挙区では、当該の選挙区に立候補した全員が**無投票当選**となります。一方、立候補者の応募数が、定数を超えた選挙区では、選挙を実施し、得票順に上位から定数まで順次当選とし、最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定します。

投票手順は以下とします。

- (1) 投票用紙および立候補者名簿を有権者に郵送します(平成28年11月下旬)。
- (2) 投票用紙に同封される投票要領に従って、投票します。
- (3) 所定の投票用紙および返信用封筒以外の投票は無効となります。
- (4) 無記名投票とします。

4) 開票および代議員の選任

- (1) 開票は選挙管理委員立ち会いの下で行われます。
- (2) 当選をもって、代議員が選任されます。
- (3) 定数を満たさなかった選挙区では、選挙管理委員が代議員を定数まで選任します。

5) 予備代議員の選任

代議員選挙規程第 16 条第 5 項により、代議員の任期中の欠員に備えて、あらかじめ 予備代議員を選任します。

代議員選挙立候補届出用紙

※「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

平成 28 年 月	日
-----------	---

私は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 代議員選挙に立候補致します。

氏 名		(ii)
選挙区	1区 北海道支部	4 区 中部日本支部(東海・北陸)
いずれかに	2 区 東北支部	5 区 西日本支部(近畿・中国・四国)
0	3 区 東日本支部(関東甲信越)	6 区 南日本支部(九州・沖縄)
所属施設		
連絡先	住所:〒	
	TEL:	FAX:

※ 本用紙をコピーして郵送、またはFAXにて10月15日までに下記の事務局へ提出して下さい。

<送付先> 一般社団法人 日本義肢装具士協会 事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷 5-32-7 義肢会館 202 TEL 03-5842-5457 FAX 03-5842-5458

第4期 役員候補者選挙

第4期役員の任期: 平成29年度定期総会 ~ 平成31年度定期総会(2年間)

- 1) 基本事項
 - (1) 選举区: 全国区
 - (2) 定 数: 理事は10名以上15名以内、監事は3名以内
 - (3) 選挙権および被選挙権の有権者: 会費を完納している国内在住の正会員
 - (4) 立候補届け出
 - ① 書 式: 次頁の「役員候補者選挙立候補届出」を使用してください。 他薦の場合には以下も留意してください。
 - ・有権者1名につき候補者1名を推薦できます。
 - ・本人に立候補の意思がある場合のみ候補者とします。必ず本人に意 思を確認してから届け出を提出ください。
 - ② 提出方法: 下記の宛先に、郵送または FAX にて提出してください。 (一社) 日本義肢装具士協会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 32-7 義肢会館 202

FAX 03-5842-5458

- ③ 提出期日: 平成 28 年 10 月 15 日(必着)
- ④「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。
- 2) 立候補者名簿の作成手順
 - (1) 経歴書

立候補者に経歴書の提出を要請します。経歴書は立候補者情報として有権者に開示します。

(2) 立候補者名簿 経歴書に基づいて立候補者名簿を作成します。

3) 投票

候補者が最大定数以内のときは、**信任投票**を実施し投票数の過半数で信任とします。 一方、候補者が最大定数を超えたときは選挙を実施し得票順に、上位から最大定数まで 順次当選とし、最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定します。 投票手順は以下とします。

- (1) 投票用紙および立候補者名簿を有権者に郵送します(平成28年11月下旬)。
- (2) 投票用紙に同封される投票要領に従って、投票します。
- (3) 所定の投票用紙および返信用封筒以外の投票は無効となります。
- (4) 無記名投票とします。

4) 開票および役員の選任

- (1) 開票は、選挙管理委員立ち会いの下で行われます。
- (2) 当選者が役員候補者となり、総会での承認を経て、役員が選任されます。

5) 会長、副会長、常任理事の決定

役員選任規定第5、6および7条により、改選された理事会は理事の中から会長、副会長、常任理事を決定します。

6) 支部長の決定

定款細則Ⅲの2により、支部長を理事の中から選任します。

7) 委員長の決定

定款細則IVの5により、委員長を理事会の議を経て選任します。

役員候補者選挙立候補届出用紙

※「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

	-	
1	_	
		曲

私は、	一般社団法人	日本義肢装旦十協会	第4期役員候補者選挙に立候補致します
1410		H / T / T / T / T / T / T / T / T / T /	

							平成 28 年_	月	月
	()理事	()	監事	(どちらに	立候補す	るのか、何れた)2(20)		
	氏 名							(FI)	
	所属施設								
	連 絡 先	住所:〒							
		TEL:				FAX:			
2.	他 薦 私は、一般 ²	社団法人	日本義	肢装具士	協会第一	4 期役員選挙に	こ、下記の者を推 平成 28 年_		
	() 理事	()	監事((どちらに	推薦する	のか、何れかに	<u> </u>		<u>—</u> —
-	氏 名								
	所属施設								
	推薦者氏名					<u> </u>			
	住 所	Ŧ							
*							の事務局へ提出	して下さ	٠٠٠.
< ;	送付先> 一般 :					耳務局 2-7 義肢会館:	202		

TEL 03-5842-5457 FAX 03-5842-5458